

第24回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

会 計 監 査 人 の 状 況
会 社 の 体 制 及 び 方 針
連結計算書類の連結注記表
計算書類の個別注記表

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

株式会社トーメンデバイス

提供すべき書面のうち「会計監査人の状況」、「会社の体制及び方針」、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載し、株主の皆様にご提供いたしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 あらた監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は
以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会倫理、社会的責任を果たすために行動指針を策定し、取締役及び使用人に周知徹底させる。この徹底のためにコンプライアンスに関する研修等を実施し、取締役及び使用人の知識・認識を向上させる。

また、内部監査規程に基づく定期的な内部監査部門による内部監査を通して、内部統制システムの有効性の評価・検証及び改善を実施し、内部統制システムの実効性を確保する。

さらに、取締役及び使用人の違法若しくは不正行為、反倫理的行為、またはそれらの恐れのある行為の早期発見、その是正を目的に内部通報制度を設置し、取締役及び使用人の適正な職務執行の遂行に資するものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報、文書については、文書管理規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理を行う。取締役及び監査役は、これらの情報をいつでも閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の事業及び業務全般に係るリスクを抽出、評価し、その対応策の立案及び管理体制の整備を行う組織として、担当取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置する。管理対象とするリスクについてはそれを主管する部門が当該リスクに関する規程等を定め、リスク管理の体制構築及び運用・管理を行い、リスク管理の状況を定期的にリスク管理委員会に報告するものとする。

また、同委員会は法令及び倫理の遵守、企業の社会的責任の遂行等に関する立案・管理体制の構築・整備を併せ行うものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画及び各年度予算等の全社的な目標を策定し、各部門においてはその目標達成に向け進捗状況及び業績管理を行う。

(5) 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の子会社、関連会社（以下、関係会社）については、関係会社管理規程に基づき管理を行い、当社グループに係る重要事項については事前協議、報告を求める。

その業務執行の状況に関しては、担当取締役及び所管部門が同規程に従い管理及び監督し、関係会社の業務の適正を確保する。また、関係会社のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちに取締役及び監査役に報告するものとする。

当社は、当該規程に基づき、関係会社に対する適切な監査を実施することにより、また、関係会社における業務プロセスのモニタリングを通じて、リスクの早期発見と未然防止に努め、グループ全体のコンプライアンス体制及びリスク管理体制の構築を行う。

子会社で重要事項決裁に関する規程・職務権限等を定め、責任明確化・意思決定プロセスの明確化を図り適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築する。

親会社との関係については、親会社グループ基本理念の精神を共有した上で、経営の独立性を確保しつつ、親会社の関係部門と連携し、グループ全体での業務の適正を確保する体制の構築に努める。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人への指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役と監査役が協議し使用人の配置を行うものとする。その場合は、当該使用人の任命、異動、評価等人事権に係る事項の決定には監査役会の同意を得るものとし、当該使用人は、監査役の要請に基づき補助を行う際は、監査役の指揮命令に従うものとする。

(7) 取締役及び使用人、子会社の取締役・監査役及び使用人が当社監査役への報告に関する体制及び報告者が報告による不利な扱いを受けないことを確保する体制

取締役及び使用人、子会社の取締役・監査役及び使用人は、定期的もしくは随時に、または当社監査役の求めに応じ、当社監査役に対し、業務に関し所要の事項を報告するものとする。

取締役及び使用人、子会社の取締役・監査役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したとき、また、取締役及び使用人、子会社の取締役等による違法または不正な行為を発見したときは監査役に報告するものとする。

その周知徹底を図るためにコンプライアンスに関する研修等を有効活用する。

また、内部監査部門の内部監査結果については、監査役に報告するものとする。内部通報制度による通報情報については、受付責任者はその内容、講じた措置等について監査役に報告するものとする。

なお、取締役及び子会社の取締役等は、監査役への報告者がその報告を理由として不利な扱いを受けない体制を整備する。

(8) 監査役の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行において生ずる費用が発生した場合、またはその前払の請求を行う場合は、速やかに当該費用または債務を処理する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査が実効的に行われるために、代表取締役社長と監査役は定期的な意見交換会を開催するものとする。

また、監査役が取締役の重要な意思決定の過程及び業務執行状況を適切に把握できるよう、監査役は取締役会のほか、予算会議等の重要会議に出席できるものとする。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容

行動指針に基づき、公正で透明性のある事業活動を行うとともに、ステークホルダーに対し、社会的責任を果たすため健全な企業経営の推進に努める。

反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当要求等の介入に対しては、組織的に対応し、利益の供与は一切行わない。

そのため、対応統括部署及び不当要求防止責任者を設置し、対応マニュアルを整備すると共に、定期的に研修を実施することで社員の意識向上を促すものとする。

また、顧問弁護士、警察等関連機関と緊密に連携し、反社会的勢力に対する対応体制の強化を図る。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されることに伴い、平成27年4月24日開催の当社取締役会の決議により一部改定しており、上記の体制は当該改定がなされた後のものです。なお、改定内容は、当社グループの業務適性を確保するための体制及び監査に関する体制について当社グループの現状に則した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現への変更をしたものであります。

【連結注記表】

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	4 社
連結子会社の名称	上海東棉半導体有限公司 ATMD (HONG KONG) LIMITED ATMD ELECTRONICS (SHENZHEN) LIMITED ATMD ELECTRONICS (SHANGHAI) LIMITED ATMD ELECTRONICS (SHENZHEN) LIMITED及びATMD ELECTRONICS (SHANGHAI) LIMITEDは重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用会社の数 1 社
持分法適用会社の名称 ITGマーケティング株式会社
- ② 持分法を適用していない関連会社（FTS株式会社）は、当期純損益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、上海東棉半導体有限公司ほか2社の決算日は12月31日であり、そのうち2社は3月31日にて仮決算を行っております。仮決算を行わない会社については、連結計算書類の作成にあたっては各社の決算日現在の計算書類を使用しており、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
時価のあるもの……………連結決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
時価のないもの……………移動平均法による原価法を採用しております。
- ② デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法を採用しております。
- ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法
移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

④ 重要な減価償却資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

3～18年

b. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

⑤ 重要な引当金の計上基準

a. 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

b. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

a. 退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

なお、当連結会計年度末における退職給付債務の算定に当たっては、自己都合退職による当連結会計年度末要支給額の100%を退職給付債務とする方法によって計上しております。

b. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

c. 重要なヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

将来の外貨建予定取引に係る為替予約については、繰延ヘッジ処理を採用しております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段
為替予約

ヘッジ対象
外貨建債権
外貨建債務
外貨建予定取引

- ・ヘッジ方針
将来の外貨建取引に係る為替変動リスクを最小限にとどめ、適切な利益管理を行う目的から先物為替予約を行い、為替変動リスクをヘッジしております。
 - ・ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺できるものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。
- d. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等が平成26年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度からこれらの会計基準等(ただし、連結会計基準第39項に掲げられた定めを除く。)を適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58―2項(4)、連結会計基準第44―5項(4)及び事業分離等会計基準第57―4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

ただし、該当する取引がなかったため、当連結会計年度末の連結貸借対照表及び当連結会計年度の連結損益計算書への当該会計基準等の早期適用による影響はありません。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

116百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

普通株式

6,802,000株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配 当 金 の 総 額 (百万円)	1 株 当 た り 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	272	40	平成26年3月31日	平成26年6月26日

(3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当の原資	配 当 金 の 総 額 (百万円)	1 株 当 た り 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	272	40	平成27年 3月31日	平成27年 6月25日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については金融機関からの借入及び売掛債権の流動化により行っております。デリバティブは、リスク回避を目的として利用し、投機的な取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており
ます。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されてお
りますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変
動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、すべて6ヶ月以内の支払期日であります。

借入金には主に短期的な運転資金の調達を目的としており、金利の変動
リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスク
に対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ
会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の
方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な
事項に関する注記「(4)会計処理基準に関する事項 ⑥その他連結計算
書類の作成のための重要な事項 c. 重要なヘッジ会計の方法」をご参照
下さい。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、信用限度管理規程に従って、営業債権について、各営業部が
取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先別の期日及び残高を管
理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減
を図っております。連結子会社についても、当社の信用限度管理規程に
準じて同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、契約先を信用度の高い金融機関に限定
しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、外国為替管理規程に従
って、発生した案件毎に為替の変動リスクを認識し、原則として先物
為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、時価や発行企業の財務状況等を把握し、
保有状況を定期的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、社内の関係部門と連携し
すべて経理部にて行っております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部門の状況を把握した上で経理部で適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、シンジケート方式によるコミットメントラインの設定、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 （百 万 円）	時 価（百 万 円）	差 額（百 万 円）
(1) 現金及び預金	1,601	1,601	—
(2) 受取手形及び売掛金	31,082	31,082	—
貸倒引当金(※1)	△423	△423	—
	30,658	30,658	—
(3) 投資有価証券	413	413	—
資産計	32,673	32,673	—
(1) 買掛金	8,243	8,243	—
(2) 短期借入金	15,955	15,955	—
(3) 未払法人税等	360	360	—
(4) 未払金	2,202	2,202	—
(5) 長期借入金	2,000	2,000	—
負債計	28,762	28,762	—
デリバティブ取引(※2)	△301	△301	—

※1 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

※2 デリバティブ取引によって生じた、正味の債権・債務は純額で表示しております。
また、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等、(4) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

これらの時価について、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	80

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1 年以内 (百万円)	1 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 10 年以内 (百万円)	10 年超 (百万円)
現金及び預金	1,601	—	—	—
受取手形及び売掛金	31,082	—	—	—
合計	32,683	—	—	—

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3,612円04銭
1株当たり当期純利益	155円33銭

【個別注記表】

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの……………移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物…………… 3～18年

車両運搬具…………… 6年

工具、器具及び備品…………… 3～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

なお、当事業年度末における退職給付債務の算定に当たっては、自己都合退職による当事業年度末要支給額の100%を退職給付債務とする方法によって計上しております。

④ 投資損失引当金

関係会社の投資に対する損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、必要と認めた額を計上しております。

(7) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

将来の外貨建予定取引に係る為替予約については、繰延ヘッジ処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約	外貨建債権
	外貨建債務
	外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

将来の外貨建取引に係る為替変動リスクを最小限にとどめ、適切な利益管理を行う目的から先物為替予約を行い、為替変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺できるものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

(8) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等が平成26年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用できることになったことに伴い、当事業年度からこれらの会計基準等を適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。ただし、該当する取引がなかったため、当事業年度末の貸借対照表及び当事業年度損益計算書への当該会計基準等の早期適用による影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権債務

① 短期金銭債権 3,123百万円

② 短期金銭債務 9百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 110百万円

(3) 保証債務

関係会社の金融機関からの借入金に対する保証債務

ATMD (HONG KONG) LIMITED 14,330百万円

ATMD ELECTRONICS (SHANGHAI) LIMITED 349百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高 10,369百万円

② 仕入高 65百万円

③ 営業取引以外の取引 42百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数

普通株式

438株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）

未払事業税 25百万円

賞与引当金 37百万円

繰延ヘッジ損益 23百万円

商品評価減 85百万円

その他 9百万円

計 181百万円

繰延税金資産（固定）

退職給付引当金 82百万円

その他 26百万円

計 108百万円

繰延税金負債（固定）

資産除去債務 △3百万円

その他有価証券評価差額金 △36百万円

計 △39百万円

繰延税金資産の純額（固定） 68百万円

繰延税金資産の純額 250百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

1. 親会社及び法人主要株主等

種 類	会社等の名称	住 所	資 本 金	事業の内容又は職業	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 (%)
法人主要株主	日本サムスン株式会社	東京都港区	8,330	輸出入及び販売	(被所有) 直接 12.2

関連当事者との関係	取引の内容	取 引 金 額	科 目	期末残高	
電 子 部 品 の 同 社 か ら の 仕 入 (特 約 店)	営 業 取 引	商品の仕入(注１)	98,755	買 掛 金	7,618
	営 業 取 引 以外の取引	仕入割引(注２)	331	－	－

取引金額は消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含んで表示しております。

取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注1) 商品の仕入価格は市場価格等を勘案し每期交渉の上決定しております。

(注2) 仕入割引については、割引率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	住 所	資 本 金	事業の内容又は職業	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 (%)
子 会 社	ATMD (HONG KONG) LIMITED	香 港 特 別 行 政 区	10,200 千米ドル	輸出入及び販売	直接 96.1

関連当事者との関係		取引の内容	取 引 金 額		科 目	期末残高
当 社 の 香 港 で の 販 売 拠 点	役員の兼任 あり	営 業 取 引	商品の売上(注1)	5,414	売 掛 金	1,366
		債 務 保 証	債務保証(注2)	14,330	－	－

取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注1) 商品の売上価格は市場価格等を勘案し每期交渉の上決定しております。

(注2) ATMD (HONG KONG) LIMITEDの銀行借入につき、債務保証を行ったものであり、年率0.35%の保証料を受領しております。

種 類	会社等の名称	住 所	資 本 金	事業の内容又は職業	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 (%)
子 会 社	ATMD ELECTRONICS (SHANGHAI) LIMITED	中 華 人 民 国 共 和 国 上 海 市	1百万 人民元	輸 入 出 及 び 販 売	間 接 96.1

関連当事者との関係		取引の内容	取 引 金 額		科 目	期末残高
当 社 の 上 海 で の 販 売 拠 点	役員の兼任 あり	営 業 取 引	商 品 の 売 上 (注)	2,671	売 掛 金	1,024

取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注) 商品の売上価格は市場価格等を勘案し毎期交渉の上決定しております。

種 類	会社等の名称	住 所	資 本 金	事業の内容又は職業	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 (%)
関 連 会 社	ITGマーケティング株式会社	東京都港区	81	国 内 販 売	直 接 38.9

関連当事者との関係		取引の内容	取 引 金 額		科 目	期末残高
電子部品の 同 社 へ の 販 売	役員の兼任 あり	営 業 取 引	商 品 の 売 上 (注)	1,823	売 掛 金	727

取引金額は消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含んで表示しております。

取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注) 商品の売上価格は市場価格等を勘案し毎期交渉の上決定しております。

3. 兄弟会社等

種 類	会社等の名称	住 所	資 本 金	事業の内容又は職業	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 (%)
同一の親会社 を持つ会社	Toyota Tsusho (Malaysia) Sdn. Bhd.	マレーシア クアラルン プール市	2,333千 マレーシア リングgit	輸出入及び販売	—

関連当事者との関係	取引の内容	取 引 金 額	科 目	期末残高
電 子 部 品 の 同 社 へ の 販 売	営 業 取 引	商品の売上(注)	4,739 売 掛 金	1,063

取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注) 商品の売上価格は市場価格等を勘案し毎期交渉の上決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3,425円99銭
1株当たり当期純利益	135円21銭